

通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション

利用契約書

(契約の目的)

第1条 介護老人保健施設グリーンポート恵比寿（以下「当施設」という。）は、要支援1から要介護5に認定されたご利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、ご利用者が可能な限り自宅でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションを提供し、一方ご利用者及び連帯保証人は当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、この契約の目的とする。

(適用期間)

第2条 本契約は、ご利用者が通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション利用契約書を当施設に提出したときから効力を有します。但し、連帯保証人に変更があった場合は、新たに契約を締結する事とします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本契約書別紙事項の改定が行われない限り、初回利用時の契約書提出をもって、繰り返し当施設の当該サービスを利用できるものとします。

3 利用者の連帯保証人（身元引受人）に変更があった場合は、新たな連帯保証人の同意を得ることとします。

(利用者からの解除)

第3条 利用者及び連帯保証人は、当該施設に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス計画にかかわらず、本契約書に基づく当該サービスの利用を解除・終了することができます。尚、この場合利用者及び連帯保証人は速やかに、当施設及び利用者の居宅サービス計画作成者に連絡するものとします。

但し、利用者が正当な理由なく、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当施設にお支払いいただきます。

(当施設からの解除)

第4条 当施設は利用者及び連帯保証人に対し、次に掲げる場合には、本契約に基づく当該サービスを解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合。
- ② 利用者の居宅サービス計画で定められた当該利用時間を超える場合。
- ③ 利用者及び連帯保証人が、本契約に定める利用料金を2ヶ月以上延滞し、その支払いを催促したにもかかわらず30日間以内に支払われない場合。
- ④ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な当該サービスの提供を超える判断された場合。
- ⑤ 利用者が当施設及び当施設職員又は他の利用者に対して、利用継続が困難となるような迷惑行為又は反社会的行為を行った場合。

(通1-2)

- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障、その他止むを得ない理由により、当施設を利用することが出来ない場合。

(利用料金)

第5条 当施設に対し本契約に基づく当該サービスの対価として、別紙「(通2-1)利用料金のご案内」の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。

2 当施設は、利用者及び連帯保証人が指定する送付先に対し、前月料金合計額の請求書及び明細書を毎月10日までに送付し、利用者及び連帯保証人は、連帯して当施設に対し、当該合計額をその月の末日まで支払うものとします。尚、お支払いは1階事務所、又は指定の口座にお振込みください。(お支払い受付時間は月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで、祝日は受付できません)

(記録)

第6条 当施設は、利用者の通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間は保管いたします。

2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧・謄写を求めた場合には、原則としてこれに応じます。但し、その他の者(利用者の代理人を含みます。)に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限りこれに応じます。

(身体抑制等)

第7条 当施設は原則として利用者に対し身体抑制を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急止むを得ない場合は医師・看護・介護等の当施設職員が判断し連帯保証人の同意を得た上で身体抑制、その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設職員がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急止むを得なかった理由を所定の記録用紙に記載します。

(個人情報保護)

第8条 利用者の個人情報保護については、当施設の個人情報保護方針、個人情報に関する規程等のほか関係法令及びその他のガイドラインを遵守します。また個人情報の利用目的を明確にし、収集した個人情報については適切な安全管理措置をとります。

(緊急時の対応)

第9条 当施設は利用者に対し、施設の医師の医学的判断により診察が必要と認められる場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診察を依頼することがあります。

2 前項の他通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションサービス利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は利用者及び連帯保証人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(要望又は苦情等の申し出)

第10条 利用者及び連帯保証人は、当施設の提供する通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、また管理者宛の文書で所定の「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

（賠償責任）

（通1-3）

第11条 利用者及び連帯保証人やそのご家族が、故意又は過失によって、施設設備、備品等に損害を与え、又無断で備品等の形状を変えたときには、その損害について弁償していただきます。

（連帯保証人）

第12条 利用者は、次の各号の要件満たす連帯保証人（身元引受人）立てることとします。

但し、利用者が連帯保証人を立てることが出来ない相当の理由がある場合を除きます。

①、行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。）であること。

②、弁済をする資力を有すること。

2、連帯保証人は、利用者が本契約上当該施設に対して負担する一切の債務を極度額、50万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。

3、連帯保証人は前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。

①利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するよう協力をすること。

4、連帯保証人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び連帯保証人に対し、相当期間内にその連帯保証人に代わる新たな連帯保証人を立てることを求めることができます。

但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。

5、連帯保証人の請求があったときは、当施設は連帯保証人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

（利用契約に定めない事項）

第13条 この契約に定められてない事項は、介護保険法令、その他所法令に定めるところにより、当施設が誠意をもって定めることとします。